

任意継続の 資格取得日	令和 年 月 日	記号番号	6000-
任意継続の 満了予定日	令和 年 月 日	喪失時標準報酬月額	千円
		取得時標準報酬月額	千円

常務理事	部長	係長	係

## 健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書

資格喪失時の健康保険 被保険者証の記号番号	—		資格取得日	昭和 平成 令和	年 月 日	資格喪失日	昭和 平成 令和	年 月 日
資格喪失の際、使用されて いた事業所の	所在地							
	名称							
申出者の	氏名	(カナ)	生年月日		昭和 平成	年 月 日	性別	男・女
	住所	住民票	〒 —				日中連絡のつく電話番号	
		居所	〒 —					
保険料の納付方法 (希望欄にチェック)	<input type="checkbox"/> 毎月納付	<input type="checkbox"/> 半期(前期・後期)前納 前期:4月(または取得月の翌月)~9月(または喪失月の前月) 後期:10月(または取得月の翌月)~3月(または喪失月の前月)				<input type="checkbox"/> 全期前納 4月(または取得月の翌月)~3月(または喪失月の前月)		
備考								

## 健康保険 被扶養者届

被扶養者の届出を行う場合、扶養の事実を証明する書類を提出していただく場合がありますのでご了承願います。

	氏 名	生 年 月 日	性 別	続 柄	職 業	収 入	住 所	※被保険者と別居の場合に記入	備 考
被 扶 養 者 の	(カナ)	昭和 平成 令和	年 月 日	男 女					
	(カナ)	昭和 平成 令和	年 月 日	男 女					
	(カナ)	昭和 平成 令和	年 月 日	男 女					
	(カナ)	昭和 平成 令和	年 月 日	男 女					

※裏面の留意事項等を理解していただいたうえで、手続きしてください。

受付年月日

## 『任意継続被保険者の手続きをする際の留意事項等について』

以下の点について理解していただいたうえで、「国民健康保険」(退職理由により保険料の減免措置あり)や「家族の健康保険」(保険料負担なし)への加入についても事前に検討のうえ手続きしてください(原則、どの公的医療保険に加入されても、負担割合も含め、医療給付の面での差はありません)。

### 1.資格取得要件

- 退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること
- 退職日の翌日から20日以内に申出書を提出し、保険料を納めること

### 2.資格喪失要件※は要申出

- 資格取得した日から2年経過したとき
- 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- 死亡したとき※
- 資格喪失を希望したとき※
- 就職して健康保険・船員保険の被保険者資格を取得したとき※
- 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき(65歳以上75歳未満の方に限る)※

### 3.保険料※資格取得日の属する月から資格喪失日の属する月の前月までが対象

- 退職時の標準報酬月額(紙商健保に属する全被保険者の標準報酬月額の平均が上限)×保険料率
- 保険料率(介護保険料率含む)は改定する場合あり
- 標準報酬月額の平均の改定により標準報酬月額は変更する場合あり
- 40歳以上65歳未満の者は、別途、介護保険料を負担
- 取得月の保険料は、原則として「紙商健保事務所へ直接」または「現金書留」のいずれかで納付
- 納付期限は、当月10日(10日が土日祝日の場合その翌日)※「取得月」「前納」を除く
- 年4分の利率(複利原価法)による前納割引(取得月の翌月分から)あり
- 納付にかかる手数料(振込手数料や現金書留の費用)は本人負担※口座振替制度なし

### 4.その他申し出が必要な事項

- 氏名、住所、連絡先に変更があったとき
- 扶養家族に異動(増減)があったとき
- 保険料の納付方法(毎月・前納)を変更したいとき